

労働条件の最終チェック

内定を承諾して労働契約を締結する際には、内定した会社から正式な労働条件を記載した「**労働条件通知書**」を明示してもらいます。

ここで大切なのは、通知書に記載してある賃金、労働時間、休日、就業場所等の具体的な労働条件が、求人票と相違がないかを確認することです。

自分が見て選んだ求人票と内容が異なっていたとすれば、入社後のトラブルの原因になる可能性があります。

また、希望していた条件と異なれば、早期離職の要因にもなる可能性があります。

例えば・・

求人票では年間休日数が125日だったはずが、労働契約通知書には115日と書いてあった。

例えば・・

求人票では固定残業代がなかったはずが、労働契約通知書にはお給料の中に固定残業代が含まれていたなどです。

これは、正社員やパート等の雇用形態に関わりなく確認してください。

派遣社員や契約社員の場合は契約更新時。その他、労働条件が変更する時にも労働条件通知書の明示をしてもらいましょう。

ハローワーク浦和

就職支援ナビゲーターからの一言